

公益社団法人日本年金数理人会 2023 年度日本年金数理人会試験要領

1. 目的

公益社団法人日本年金数理人会（以下、「当会」という。）の行う日本年金数理人会試験は、確定給付企業年金法施行規則第 116 条の 2 第 1 項（※、以下「法令」という。）に規定の年金数理人の知識要件の充足を判定することを目的とするものです。

（※）（年金数理人の要件等）

第百十六条の二 法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、十分な社会的信用を有するものであることとする。

- 一 確定給付企業年金の年金給付の設計、掛金の額の算定等を行うために必要な知識及び経験を有する者として、公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者であり、かつ、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に五年以上従事した者（当該業務の責任者として当該業務に二年以上従事したものに限る。）
- 二 前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者

2. 内容

日本年金数理人会試験は「年金数理」および「年金法令・制度運営」の 2 科目からなり、試験の合格実績は、過去の合格実績も含め法令に規定される年金数理人の知識要件の判定に活用されます。

なお、2 科目全て（※）に合格すると、理事会の承認を得て当会の準会員となることができます。

（※）2021 年度以前における能力判定試験のうち「年金法令・制度運営」に合格している場合は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「日本アクチュアリー会」という。）の資格試験の「数学」、「損保数理」、「生保数理」及び「会計・経済・投資理論」に合格する必要があります。なお、当会が実施した 2021 年度以前の能力判定試験に関する取扱いは（別紙 1）の通りです。

3. 受験資格

（1）年金数理

学校教育法による大学を卒業した方が受験できます。

このほか、当会が上記と同等以上の学力を有するものと認めた方も受験できます。

（2）年金法令・制度運営

年金法令・制度運営については、次の各号すべてに合格している方が受験できません。

- ① 本会が実施する日本年金数理人会試験の「年金数理」
- ② 日本アクチュアリー会の資格試験の「数学」
- ③ 日本アクチュアリー会の資格試験の「損保数理」
- ④ 日本アクチュアリー会の資格試験の「生保数理」
- ⑤ 日本アクチュアリー会の資格試験の「会計・経済・投資理論」

4. 試験科目、内容等

(1) 試験科目、内容

年金数理、年金法令・制度運営(※)の2科目で行います。出題範囲等は(別紙2)のとおりです。

出題形式は、年金数理は多肢選択式及び空欄補充式を中心とし、年金法令・制度運営は多肢選択式及び記述式を中心とします。

※2016年度より、年金法令・制度運営の合格にあたっての、「職業専門性研修会」の受講が不要となりました。

(2) 免除科目

日本アクチュアリー会の資格試験において既に合格している科目に応じて、当会の試験で合格とみなされる科目(免除科目)があります。免除科目と免除要件は(別紙1)のとおりです。

(3) 合格基準について

日本年金数理人会試験については、合格基準点(各科目の満点の60%を基準として試験委員会が相当と認めた点)以上の者を合格者とします。

ただし、年金法令・制度運営については、年金数理人としての実務を行う上で必要な専門的知識を有するかどうかを判定する問題(【知識問題】)および個人の所見を記述する問題(【所見問題】)でいずれかでも最低ライン(知識問題および所見問題の満点の40%を基準として試験委員会が相当と認めた点)に達していない場合は不合格とします。

5. 試験日時

2023年	10月2日(月)	14:00~17:00	年金数理
	10月3日(火)	9:30~12:30	年金法令・制度運営

6. 試験場

三田NNホール(東京都港区芝4-1-23三田NNビルB1F)

7. 受験料

1科目について5,000円

8. 個人情報の取扱

受験申込書に記入された氏名、生年月日、住所、勤務先等および合否結果の個人情報については、当会の日本年金数理人会試験の運営、試験関係事務(受験票等の送付等)、会員管理事務(通信事務等)および統計資料、その他当会の運営に必要な資料の作成に利用します。

なお、当会の所属法人の連絡担当者経由で申し込まれる方につきましては、上記個人情報が連絡担当者経由で所属法人に提供されることについて同意しているものとして取扱います。

また、合格者の方につきましては、当会の会員向けに発行する会報「年金数理人」に合格科目、氏名を記載する予定です。記載を希望されない方は、合格発表日から一週間以内に書面にて当会までお申出下さい。

9. 試験当日の本人確認

試験当日は、写真付身分証明書(公的機関発行の証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)、職員証明書、学生証等)により、本人確認を実施

します。なお、写真付身分証明書をお持ちでない場合、マイナンバーカードの取得をおすすめします。

また、試験当日の受験票の呈示も必須となります。受験票がない場合には受験できませんのでご注意ください（試験当日の仮受験票の発行は一切行いません）。

以上

(別紙 1)

(1) 2012 年度改正 (※) 前の合格科目との対応関係

2012 年度改正 (※) 前の「基礎数理」に合格済の方は、改正後の「基礎数理Ⅰ」および「基礎数理Ⅱ」に合格したものとみなします。

※2012 年度改正…「基礎数理」を「基礎数理Ⅰ」および「基礎数理Ⅱ」に分割

(2) 2021 年度以前の合格科目との対応関係

- ①2021 年度以前における能力判定試験の「年金数理」の合格者は、本会が実施する日本年金数理人会試験の「年金数理」に合格したものとみなします。
- ②2012 年度から 2021 年度以前における能力判定試験の「基礎数理Ⅰ」の合格者は日本アクチュアリー会の資格試験の「数学」及び「損保数理」に合格したものとみなします。
- ③2012 年度から 2021 年度以前における能力判定試験の「基礎数理Ⅱ」の合格者は日本アクチュアリー会の資格試験の「生保数理」に合格したものとみなします。
- ④2021 年度以前における能力判定試験の「会計・経済・投資理論」の合格者は日本アクチュアリー会の資格試験の「会計・経済・投資理論」に合格したものとみなします。

(3) 免除科目と免除要件

日本アクチュアリー会の資格試験において既に合格している科目に応じて、当会の試験で合格とみなされる科目（免除科目）の対応は下表のとおりです。

なお、日本アクチュアリー会の資格試験は過去に数回制度改正が行われておりますが、下表では現在の制度における科目名のみで表示しております。旧制度で合格した科目に関しましては、制度改正時の読み替え規定に応じて、現在合格とみなされている科目として取り扱ってください。

当会の試験で合格とみなされる科目 (免除科目)	日本アクチュアリー会の資格試験に おいて既に合格している科目
年金数理	「年金数理」
年金法令・制度運営	「年金 1」および「年金 2」

(別紙2) 試験科目・内容・細目・参考書一覧

科目	内容	細目 (出題範囲)	参考書
年金数理	年金数理と年金財政の基礎及び応用	<ul style="list-style-type: none"> ・年金数理の基本原理 ・計算基礎率 ・年金現価率 ・定常人口論 (含む人口モデル) ・財政方式 ・保険料と責任準備金 ・積立金と過去勤務債務 ・数理的損益分析 	年金数理 (平成 27 年 3 月改訂版) (※ 1) (日本アクチュアリー会)
年金法令・制度運営	職業倫理並びに年金制度に関する法令・通知、設計、財政運営及び退職給付制度に関する会計・税務	<p>職業倫理</p> <p>公的年金制度 (厚生年金・国民年金等) の基礎知識</p> <p>中小企業退職金共済制度等、厚生年金基金制度 (※)、国民年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の設計・財政・運営並びにこれらに関連する法令・通知等</p> <p>退職給付制度 (退職金制度、中小企業退職金共済制度等、厚生年金基金制度 (※)、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度) に関する退職給付会計 (国際会計基準を含む) 並びに税務</p> <p>企業年金連合会の目的・事業</p> <p>上記に関する時事問題・応用問題</p> <p>※厚生年金基金制度は出題範囲に含まれますが、必須問題とはしません。また、出題する場合は多肢選択式での出題とします。</p>	<p>日本年金数理人会： 「行動規範」 (※ 2)</p> <p>厚生労働省： 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(2019 (令和元) 年財政検証結果) (※ 3)</p> <p>日本アクチュアリー会： 「年金」(第 1 分冊～第 5 分冊) (2023 年 2 月) (※ 1)</p> <p>企業年金連合会： 「企業年金に関する基礎資料」(令和 4 年度版) (第 6 章 3～7、第 10 章、第 11 章および各章の統計資料を除く) (※ 4)</p> <p>注 1：「厚生年金保険法及び H25 年改正法 (*)」「確定給付企業年金法」、「確定拠出年金法」とそれぞれの関係法令・通知等及び関連実務基準等を適宜参照して下さい。</p> <p>注 2：「退職給付に関する会計基準」、「International Accounting Standard 19 Employee Benefits」とそれぞれの関係文書及び当会が定める関連実務基準等を適宜参照して下さい。</p> <p>注 3：関連諸法規が改正された場合、教科書の該当部分を適宜読み替えてください。告示等を含む関連諸法規については、近時改正が数多く発生しております。主務官庁のウェブサイト等にご注意ください。(当年 5 月末までの改正を出題範囲とします。)</p> <p>(*) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 63 号)</p>

(別紙2) 試験科目・内容・細目・参考書一覧

- (※ 1)・・・日本アクチュアリー会事務局 (tel:03-5548-6033) までお問い合わせください。
- (※ 2)・・・これは本になっておりません。日本年金数理人会のウェブサイトにて公開されておりますので、ここから入手してください。(冒頭のページにて「日本年金数理人会について」をクリックしてください。次のメニューの中に「行動規範・懲戒規則」があります)
<https://general.jscpa.or.jp/about/ethics.html>
- (※ 3)・・・2019 (令和元) 年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のウェブサイトにおいて公開されております。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>
- (※ 4)・・・企業年金連合会のウェブサイトにて販売されております。
<http://www.pfa.or.jp/jigyoshuppanbutsu/kisoshiryo/index.html>